

2024年3月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRSsの一覧

(2024年4月22日現在)

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2024 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋:

- 30 企業が、公表はされているが、未発効の新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
- (a) 新しい IFRS の表題
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の性質
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2024 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2024 年 4 月 22 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

① 翌期(2025 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「負債の流動負債又は非流動負債への分類」-IAS 第 1 号の改訂 ▶ 2020 年 1 月公表及び同年 7 月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2024 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可* 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 209 号「IASB が特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2023 年度, P11</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「特約条項付の非流動負債」-IAS 第 1 号の改訂 ▶ 2022 年 10 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2024 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可* 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 209 号「IASB が特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2023 年度, P11</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債」-IFRS 第 16 号の改訂 ▶ 2022 年 9 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2024 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 206 号:IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関し IFRS 第 16 号を改訂</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2023 年度, P12</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「サプライヤー・ファイナンス契約」-IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2024 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 217 号: サプライヤー・ファイナンス契約—新たな開示要求事項(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2023 年度, P12</p>

② 翌々期(2026年3月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号)の改訂)	▶ 2025 年 1 月 1 日以降開始 事業年度から適用 ▶ 早期適用可*	IFRS Developments 第 220 号:交換可能性の欠如(IAS 第 12 号の修正)(英語版のみ、下 記リンク先に日本語の概要説 明あり) IFRS アップデート 2023 年 度, P13

③ 2028 年 3 月期から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 新基準適用—IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 ▶ 新基準適用に伴う改訂—IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」* ▶ 新基準適用に伴う改訂—IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に対する狭い範囲での修正	▶ 2027 年 1 月 1 日以降開始 事業年度から適用 ▶ 早期適用可*	IFRS Developments 第 223 号:IFRS 第 18 号「財務諸表 における表示及び開示」の公 表

*新基準適用に伴い、IAS 第 1 号に含まれていたいくつかの要求事項が、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に移動されるとともに、その名称が IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」に変更されます。

④ 適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 「投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は 抛出」—IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイ ント・ベンチャーに対する投資」の改訂 ▶ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂)	▶ 2015 年 12 月に、IASB は本 改訂の発効日を、持分法会計 に関するリサーチ・プロジェクト の結果が出るまで無期限に延 期した。 ▶ 早期適用は引き続き認められ ている。	IFRS アップデート 2022 年度, P10

(参考)④当期(2024年3月期)から強制適用されているIFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第17号「保険契約」 ▶ 2017年5月公表及び2020年6月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>保険IFRSアラート「保険契約に関する新基準(IFRS第17号)の公表」</p> <p>Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)(英語版のみ)</p> <p>IFRSアップデート2023年度, P6</p> <p>Applying IFRS 「IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard」(英語版のみ)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「会計方針の開示」-IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の改訂 ▶ 2021年2月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第187号「開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改善」(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</p> <p>Applying IFRS : 会計方針の開示 2022年9月</p> <p>IFRSアップデート2023年度, P8</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「会計上の見積り」-IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂 ▶ 2021年2月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第186号「IASB が会計上の見積りを定義」</p> <p>IFRSアップデート2023年度, P9</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS第12号「法人所得税」の改訂) ▶ 2021年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRSアップデート2023年度, P9</p> <p>IFRS Developments 第191号「IASB がリース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「国際的な税制改革-第2の柱モデルルール」-IAS第12号の改訂 ▶ 2023年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023年1月1日以降開始事業年度から適用 	<p>IFRS Developments 第218号「IAS第12号の修正:国際的な税制改革 第2の柱モデルルール」</p> <p>IFRSアップデート2023年度, P10</p>

(参考)⑤前期(2023年3月期)から強制適用されているIFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『『概念フレームワーク』への参照』-IFRS第3号「企業結合」の改訂 ▶ 2020年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第169号 「IFRS第3号の改訂 概念フレームワークへの参照」</p> <p>IFRS アップデート2022年度, P9</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「有形固定資産—意図した使用の前の収入」-IAS第16号「有形固定資産」の改訂 ▶ 2020年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS アップデート2022年度, P9</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「不利な契約—契約履行のコスト」-IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂 ▶ 2020年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS アップデート 2022年度, P10</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「IFRS 基準の年次改善2018—2020」 —IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」 —IFRS第9号「金融商品」 —IAS第41号「農業」 —IFRS第16号「リース」に付属する設例の軽微な修正 ▶ 2020年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS アップデート2022年度, P15</p>

4. 関連する当法人解説資料

- ▶ [IFRS アップデート2023 年度:2023年12月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点](#)

(ご参考)IFRS アップデート2022 年度: [2022年12月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点](#)

(ご参考)上記資料の英語最新版: [IFRS Update - Standards and interpretations in issue 31 March 2024](#)

- ▶ [Insurance accounting alert \(2023年9月\)](#)

[保険IFRSアラート\(2023年9月\):IFRS 解釈指針委員会が仲介者に対する未収保険料に関するアジェンダ決定を最終化することに合意](#)

(2022年3月)

[保険IFRSアラート\(2022年3月\):IFRICがIFRS第17号保険契約の利益の認識に関する暫定的なアジェンダ決定を公表する予定](#)

(2020年3月)

[Insurance Accounting Alert - IASB meeting \(March 2020\)](#)

- ▶ [Applying IFRS](#)

発行年月	トピック
2024.1.19	国際的な税制改革一第2の柱の開示 2023年11月
2022.12.8	会計方針の開示 2022年9月
2021.7.1	IFRS 17 - A closer look at the insurance contracts standard (2021年6月)

- ▶ [IFRS Developments](#)

号	トピック
2024年4月 第223号	IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」の公表
2023年11月 第220号	交換可能性の欠如(IAS 第12号の修正)
2023年10月 第218号	IAS 第12号の修正:国際的な税制改革 第2の柱モデルルール
2023年5月 第217号	サプライヤー・ファイナンス契約—新たな開示要求事項
2022年12月 第210号	国際課税ルール BEPS2.0 第2の柱導入に伴うIASBプロジェクト
2022年12月 第209号	IASBが特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂
2022年11月 第206号	IASBがセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関しIFRS 第16号を改訂
2021年5月 第191号	IASBがリース及び廃棄義務に係わる繰延税金の会計処理を明確化
2021年4月 第189号	IASBがCovid19に関連した賃料減免の会計処理に対する救済措置を延長
2021年2月 第187号	開示イニシアティブ IASBが会計方針の開示要求を改善
2021年2月 第186号	IASBが「会計上の見積り」を定義
2020年5月 第169号	IFRS 第3号の改訂 概念フレームワークへの参照

5. IAS 第 8 号 30-31 項に基づく開示の記載例(ご参考: [IFRS 連結財務諸表記載例 2024 年版](#))

留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目及び財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2024 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRSs に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。
- ▶ なお、IFRS 基準書の改訂のうち、「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号)の改訂)及び新規適用開始となる IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」については、以下で開示例を記載しておらず、各社が影響を受ける程度等に鑑み、適切に記載内容を検討する必要がある。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

▶ IFRS第16号の改訂「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債」

IASBは、2022年9月にIFRS第16号を改訂し、売手である借手がセール・アンド・リースバック取引で生じるリース負債の測定に際して、売手である借手は保持する使用権に関するいかなる利得又は損失も認識されなくなる規定を公表しました。

本改訂は、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、IFRS第16号適用開始日以降に締結されたセール・アンド・リースバック取引に遡及適用しなければなりません。早期適用は認められており、その旨は開示する必要があります。

本改訂が当グループの財務諸表に与える重要な影響はないものと見込んでいます。

▶ IAS第1号の改訂「負債の流動負債又は非流動負債への分類」

IASBは2020年1月及び2022年10月、負債を流動負債又は非流動負債に分類する際の規定を定めるために、IAS第1号69項から76項の改訂を公表しました。本改訂により以下が明確化されます。

- ▶ 決済を延期する権利が意味するもの
- ▶ 延期する権利は報告期間の末日時点で存在していなければならないこと
- ▶ 延期する権利を企業が行使するかについての見込みは、負債の分類に影響しないこと
- ▶ 転換負債に組み込まれたデリバティブ自体が資本性金融商品である場合にのみ、その契約条件が分類に影響しないこと

さらに、融資契約から生じる負債が非流動に分類され、企業の決済を延期する権利が12カ月以内の将来の特約条項への遵守を条件としている場合、開示を求めることが規定されました。

本改訂は2024年1月1日以降開始する事業年度から、遡及適用しなければなりません。当グループは、現在、本改訂が現行の実務に及ぼす影響及び既存の融資契約について再交渉が必要かどうかを評価しています。

▶ サプライヤー・ファイナンス契約－IAS第7号及びIFRS第7号の改訂

2023年5月、IASBはIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を公表し、サプライヤー・ファイナンス契約の特徴を明確化し、当該契約に関する追加開示を要求しました。本改訂の開示要求は、財務諸表の利用者が企業の負債、キャッシュ・フロー、流動性リスクへのエクスポージャーに対するサプライヤー・ファイナンス契約の影響を理解することの支援を目的としています。

本改訂は、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用は認められますが、その旨を開示する必要があります。本改訂が当グループの財務諸表に与える重要な影響はないものと見込んでいます。

注釈 IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針を当グループに影響を及ぼさないと判断されるものを含め、掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

以上

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp